最終更新日:2018年4月26日

M－SKIYAKI
代表取締役社長 宮瀬　卓也
問合せ先:ADグループ取締役　呉島孟倉　電話:03-5428-8378

証券コード:3995

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社では、企業価値の持続的向上のためには、コーポレート・ガバナンスの充実によって経営の健全性と透明性の確保が重要であると認識しております。具体的に、経営の健全性の確保という点においては、業務執行責任者に対する業務監督機能の強化及び内部監査の充実による業務監査機能の強化に努めます。また、社員教育の充実によって、役職員のコンプライアンス意識の喚起を行い、経営の健全性の確保に努めます。一方、経営の透明性の確保という点においては、ステークホルダーへの説明責任を果たすべく、適時・適切な情報開示の体制強化に努めます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

コーポレートガバナンス・コードの基本原則は全て実施して参ります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社	966,600	46.47
株式会社Ararik	210,000	10.10
本多智洋	97,500	4.69
宮瀬卓也	90,000	4.33
株式会社SBI証券	39,000	1.87
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	34,099	1.64
松嶋良治	30,000	1.44
豊田洋輔	30,000	1.44
株式会社portas	30,000	1.44
戸﨑勝弘	25,000	1.20

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	1 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はございません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	員数の上限を定めていない
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
井上 昌治	弁護士											
近田 直裕	公認会計士											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
井上 昌治	○	○	――	井上昌治氏は、弁護士としての専門的見地及びIT業界に関する豊富な知識に加え、当社の顧問弁護士を務めた後、社外監査役・監査等委員である取締役を務め、当社の状況にも通じていることから、その深い見識に基づく助言、牽制を期待し、社外取締役として選任致します。 また、同氏は東京証券取引所の定める独立性基準を満たしており、当社との間に特別な利害関係は存在しないことから、一般株主との利益相反関係が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しています。

近田 直裕	○	○	―――	近田直裕氏は、公認会計士及び税理士として専門的見地並びに企業会計及び税務に関する豊富な知識を有しており、公正かつ客観的な立場に立って当社の経営に対する適切な意見を頂けることを期待し、社外取締役として選任致します。 また、同氏は東京証券取引所の定める独立性基準を満たしており、当社との間に特別な利害関係は存在しないことから、一般株主との利益相反関係が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しています。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

該当事項はございません。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会、内部監査室、及び監査法人は、相互補完的且つ効果的な監査が実施できるよう、相互に情報共有に努め連携を図っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	3	1	1	2	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	3	1	1	2	0	0	社内取締役

補足説明 更新

当社の指名・報酬委員会は、原則として年に1回以上開催され、監査等委員でない取締役の選任、及び当該外取締役の報酬額についての原案を決定し、取締役会に諮問するものです。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

取締役に対しては、その職務の重要性や会社への貢献度に基づきストックオプションを付与しています。なお、業績連動型報酬制度として譲渡制限付株式報酬制度を導入しておりますが、現時点において取締役の報酬として譲渡制限付株式報酬は付与しておりません。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、従業員、親会社の取締役、その他

該当項目に関する補足説明 更新

業績向上に対する意欲や士気を一層高め、また経営参加意識の向上を図ることを目的として、ストック・オプション制度を採用しており、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社グループの役職員及び社外協力者を付与対象者とし、新株予約権を付与しております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

補足説明事項はございません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役のサポート体制】

社内取締役である監査等委員長が、必要に応じて情報を社外取締役に伝達する体制を取っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

(1)取締役会・役員体制
当社取締役会は、取締役9名で構成されており、経営上の最高意思決定機関として、取締役会規程に基づき重要事項（経営方針、事業計画、重要な財産の取得および処分等）を決定し、業務執行状況を監督しております。定時取締役会は原則とし毎月１回開催し、必要に応じ臨時取締役会を開催しております。
(2)監査等委員会
当社では、会社法に基づき、監査等委員会設置会社制度を採用しております。監査等委員会は、常勤の監査等委員である取締役（１名）および非常勤の監査等委員である取締役（2名）を選任しております。監査等委員である取締役は取締役会に出席し、社内の実態の把握に務めるとともに、監査等委員でない取締役の意見聴取や資料閲覧等を通じて業務監査、会計監査を実施しております。常勤の監査等委員である取締役においては、取締役会以外の重要な会議にも出席し、監査等委員でない取締役の業務執行状況を充分に監査できる体制となっております。
また、内部監査室および監査法人との相互補完的且つ効果的な監査が実施できるよう、相互に情報共有に努め連携を図っております。
(3)経営会議
経営会議は、常勤取締役（常勤の監査等委員である取締役を含む。）及び幹部社員で構成しており、毎週火曜日に開催し、各部門の職務執行の適法性のモニタリングを行っております。
(4)役員報酬の決定方法等
取締役の報酬等は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、常勤、非常勤、業績、貢献度等を総合的に勘案して、指名・報酬委員会で原案を作成した上、取締役会決議にて決定しております。
監査等委員である取締役の報酬等は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、常勤、非常勤の別、業務分担の状況を考慮して、監査等委員会の協議により決定しております。
(5)責任限定契約について
社外取締役2名との間で、会社法第423条第1項の責任について、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、その責任を会社法第425条第1項で定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）の施行に伴い、監査等委員会設置会社という新たな会社体制が選択可能となったことを受け、常勤取締役１名・社外取締役2名で構成される監査等委員会の設置により取締役会への監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るため、監査等委員会設置会社へ移行致しました。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	第15期定時株主総会においては、株主総会招集通知を総会の15日前に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	定時株主総会の開催時期を毎年4月下旬に設定しており、集中日を回避しております。
電磁的方法による議決権の行使	該当事項はございません。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	該当事項はございません。
招集通知（要約）の英文での提供	該当事項はございません。
その他	該当事項はございません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社では、投資家に向けたディスクロージャーポリシーを策定し、当社Webサイトにおいて公表しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	社長又は取締役による個人投資家向けの説明会を随時開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算及び第2四半期決算発表時の年2回開催しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	社長又は取締役により海外投資家向けに随時説明の場を設けております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社Webサイトにおいて各種IR資料その他の開示すべき情報を適時に掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当部署：FAグループ IR担当責任者：FAグループ管掌取締役　酒井　真也	
その他	特筆すべき事項はございません。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	コンプライアンス管理規程において、顧客に対しては法令・契約の遵守、顧客のニーズの尊重、顧客満足の向上に努めることを規定しています。まだ、株主に対しては透明性の高い情報提供を約束し、株主に対する説明責任を全うすることに加え、株主への利益の還元に全力で取り組むことを規定しています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	「SKIYAKI行動規範」において、効率化への取り組みを通して事業運営の効率を高め、自然環境保護に努めることを宣言しています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	情報管理規程において、当社の経営及び業務情報は、原則として社内外に開示し、経営の透明性を確保・追求するとともに、開示情報の内容・範囲・開示の時期、開示対象者（社内、社外等）を明確にし、当該情報を管理する責任者の判断と責任の下に情報開示を行うことを規定しています。

その他	特筆すべき事項はございません。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社では、会社法および会社法施行規則に基づき、業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の整備に向けた基本方針を下記の通り定めております。

A.取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(A)法令等及び定款、社内規程に基づき、コンプライアンスの意識を向上し、適正な業務執行が行われるべく、教育・啓蒙を行い、その執行を徹底・監督し、問題があった場合に就業規則等に則り適正に処分する。
(B)内部通報規程その他社内規程に基づき、業務執行に係るコンプライアンス違反及びその恐れに関して通報・相談を受け付けるための内部通報制度を適正に運用する。
(C)業務執行に関する法令及び定款への適合性に関しては、内部監査、監査等委員会監査、会計監査人監査等の実施により確認する。監査等委員会は、その結果を、被監査部門にフィードバックするとともに、取締役会に報告する。また、必要かつ適正な是正処置を行うものとする。
(D)業務執行の適正を確保するために、反社会的勢力及び団体からの不当な要求には民事及び刑事の両面から法的対応を行うとともに、反社会的勢力及び団体への資金提供は絶対に行わない。
B.取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務執行に係る取締役会議事録、稟議書等の情報は、法令および社内規程に基づき文書（電磁的媒体によるものも含む。）によって適正に作成・保存・管理し、保存期間中は必要に応じて取締役（監査等委員である取締役を含む。）、会計監査人等が閲覧、謄写可能な状態とする。必要に応じ運用状況の検証、社内規程等の見直しを行い、運用状況等について定期的に取締役会に対し報告を行う。
C.損失の危険の管理に関する規程とその他の体制
(A)事業上のリスク管理に関する基本方針や体制を定めた規程を策定し、当該規程に基づくリスク管理体制を構築、運用する。
(B)事業上のリスクとして、コンプライアンスリスク、情報システムリスク、信用リスク等を認識し、個々のリスクに対応する社内規程・マニュアルの整備、見直しを行う。
(C)事業活動上の重大な事態が発生した場合には、対策本部を設置し迅速な対応を行い、被害・損失の拡大を防止しこれを最小限にとどめるための体制を整備する。
(D)内部監査規程に基づき、計画的な内部監査を実施し、法令・定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある事項が発見された場合には、取締役社長に適切に報告を行うとともに、当該事項の是正措置の実施状況に関してフォローアップを行う。
(E)社会の秩序や安全、企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力および団体に対してステークホルダーの信頼を損なうことのないよう、毅然とした姿勢をもって臨み、反社会的勢力および団体とは一切の関係を遮断する。反社会的勢力および団体の不当な要求から取締役（監査等委員である取締役を含む。）、使用人、その他関係者の安全を確保するとともに、反社会的勢力および団体による被害の防止のための措置を行う。
D.取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(A)取締役会は、全取締役それぞれが割当てられた業務を適切かつ効率的に執行し、迅速な意思決定が行えるようその体制を構築/維持するほか、取締役の職務の執行の監督を遂行する。
(B)取締役会は中期経営計画および年度事業計画を策定し、全社的な目標を設定するとともに、定期的に実施状況をモニタリングし、各取締役はその結果ならびに取締役の業務執行状況を取締役会に対し適宜報告する。
(C)取締役社長、常勤取締役および随時取締役社長から指名される使用人により構成される経営会議において、会社経営と業務執行に関する重要事項を審議し、経営機能の強化に努める。
(D)業務執行に関する責任者およびその責任範囲、執行手続きの詳細については、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程その他社内規程に定めるところによる。
E.当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は、関係会社管理規程に基づき、主要な子会社及び主要な関連会社に対する適切な経営管理を行うとともに、必要に応じて指導、支援及びモニタリングを行う。
(A)子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
　子会社における重要事項については、関係会社管理規程及び職務権限規程に基づき、予め当社の承認を得る。また、関係会社管理規程に基づき、重要事項その他の職務執行状況は、適宜、取締役会、経営会議等へ報告する。
(B)子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
　当社は、子会社の事業を取り巻く様々なリスクの顕在化の未然防止又は最小化のために、適切な会議等を必要に応じ開催し、リスクの把握及び適切な対策を講じる。
(C)子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
　当社は、子会社の機関設計及び業務執行体制につき、子会社の事業、規模、当社グループ内における位置付け等を勘案の上、定期的に見直し、効率的にその業務が執行される体制が構築されるよう、監督する。
(D)子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
　コンプライアンス管理規程その他の社内規程に基づき、子会社における業務活動が法令等遵守の意識のもと行われる体制とする。
F.監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人（補助使用人）を置くことを求めた場合における当該取締役および補助使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
(A)監査等委員会が必要とした場合、監査等委員会と協議のうえ、監査等委員会の職務を補助する取締役および使用人を合理的な範囲で配置するものとする。
(B)当該取締役および補助使用人の任命、異動、評価、懲戒、給与等の改定に関しては、監査等委員会の意見を尊重した上で行うものとし、当該取締役および補助使用人の監査等委員でない取締役からの独立性を確保するものとする。
G.監査等委員でない取締役および使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
(A)監査等委員でない取締役およびその他使用人は、法令・定款違反行為、不正行為その他当社の業務または業績に影響を与える重要な事実に関して、これを発見したときは、監査等委員会に都度報告する。なお、監査等委員会は、いつでも必要に応じて監査等委員でない取締役およびその他使用人に対して報告を求めることができる。
(B)内部監査、内部通報制度の運用状況・結果に関しては、担当部門・組織は、監査等委員会に対して報告を行う。
H.その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(A)監査等委員会は、会計監査人、内部監査を担当する部門・組織、子会社の監査役と情報交換に努め、連携して当社および子会社の監査の実効性を確保するものとする。
(B)監査等委員は、経営会議その他重要な社内会議に出席し、その議事録を閲覧、謄写することができる。
(C)取締役社長と監査等委員との定期的な会議を開催し、意見・情報の交換を行える体制とする。
I.財務報告の信頼性を確保するための体制
(A)当社は、透明で公正な経営姿勢を貫き、信頼性のある財務報告を作成するために、財務報告に係る内部統制が有効に機能するための体制の構築、整備および運用を行う。

(B)財務報告における不正や誤謬が発生するリスクを管理し、業務執行の適正化を推進するとともに、財務報告に係る社内規程の適切な整備および運用を行う。
(C)財務報告に係る内部統制の仕組みが適正かつ有効に機能することを継続的に監視・評価し問題があれば必要な改善・是正を行うとともに、関係法令との適合性を確保する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「反社会的勢力取引防止規程」において、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、または不当な要求には断固としてこれを拒絶することを宣言しております。
反社会的勢力排除に向けた整備状況は以下の通りでございます。

(A)社内規程の整備状況
当社は、反社会的勢力排除に向けて、「コンプライアンス管理規程」および「反社会的勢力取引防止規程」を制定し、反社会的勢力との一切の接触を禁止しております。
(B)対応統括部署および不当要求防止責任者
当社は、反社会的勢力への対応統括部署をADグループと定めるとともに、不当要求防止責任者を選任しております。また、反社会的勢力による不当要求、組織暴力および犯罪行為に対しては、直ちに対応統括部署に報告・相談する体制を整備しております。
(C)反社会的勢力排除の対応方法
(a)新規取引先・株主・役職員について
原則として、民間の調査機関を通じて反社会的勢力との関係の有無を調査します。
取引の開始時には、各種契約書等には、「反社会的勢力との関係がないこと」の保証や「関係をもった場合」の暴力団排除条項を明記することとしています。
(b)既取引先等について
通常必要と思われる注意を払うとともに、一定の範囲を対象として、調査・確認を実施しております。
(c)既取引先等が反社会的勢力であると判明した場合や疑いが生じた場合
速やかに取引関係等を解消する体制をとっております。
(D)外部の専門機関との連携
当社は、定期的な警察署への訪問、「公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止連合会」へ加盟、外部講習会・セミナー等に参加しており、日常の情報収集や緊急時対応のため、警察、弁護士等外部専門機関との連携体制を構築しております。
(E)反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況
当社は、対応統括部署に反社会的勢力に関する情報を集約し、情報の収集・管理を一元化しております。
(F)研修活動の実施状況
当社は、定期的に役員および全社員に対してコンプライアンス研修を実施し、反社会的勢力排除に向けた体制整備を図っております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

現在、買収防衛策導入の予定はございません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

会社の機関・内部統制の関係は下記参考資料のとおりです。

【模式図(参考資料)】

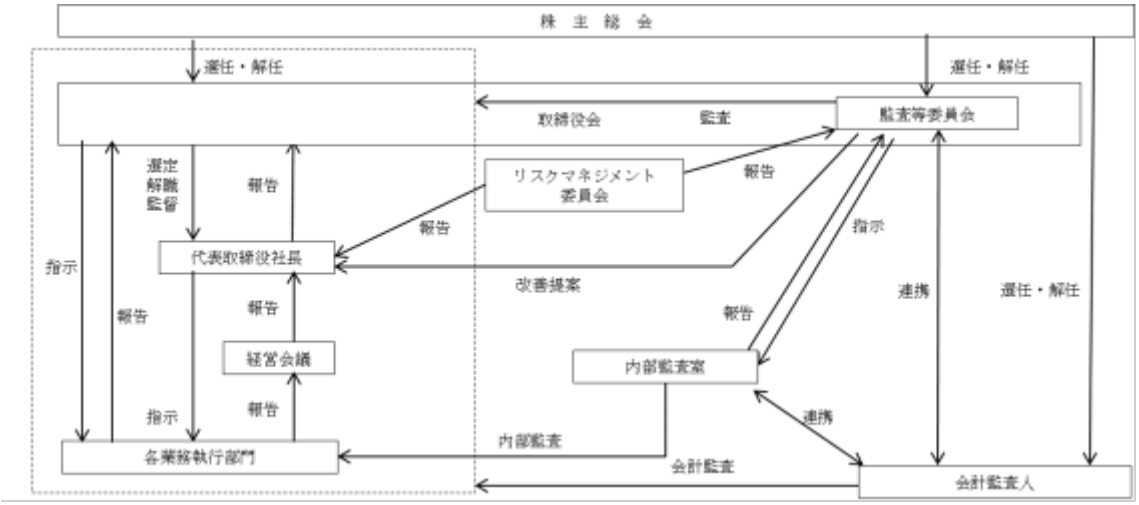

【適時開示体制の概要（模式図）】

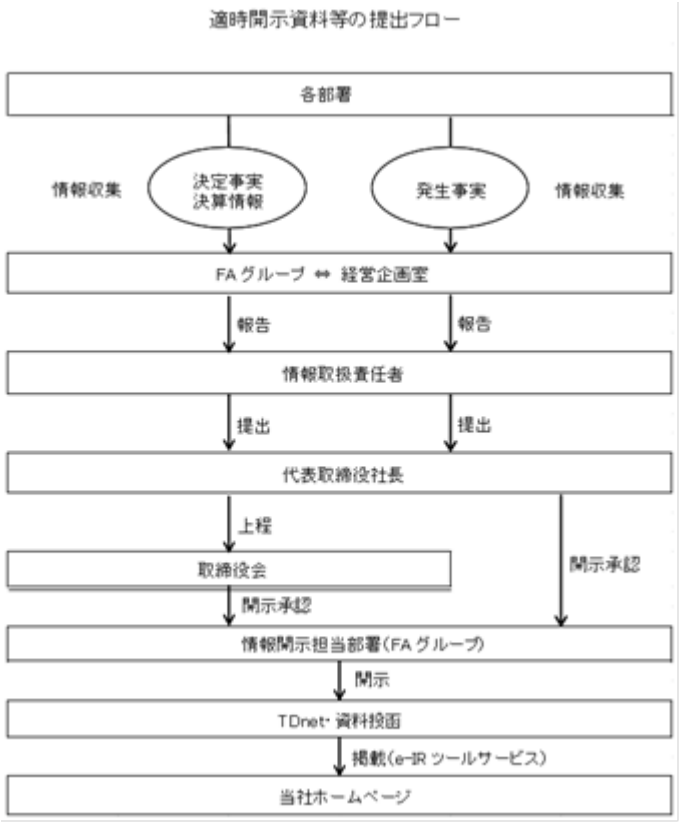

以上